

設置の趣旨等を記載した書類（資料）目次

資料1	富山県立大学大学院看護学研究科博士課程設置の要望書	2
資料2	養成する人材像と3つのポリシーの関係	4
資料3-1	カリキュラム・ポリシーおよびディプロマ・ポリシー と授業科目の関係	5
資料3-2	カリキュラム・マップ	6
資料4	履修モデル	7
資料5	研究指導スケジュール	9
資料6	富山県立大学研究倫理委員会規程	10
資料7	富山県立大学「人を対象とする研究」倫理審査規程	13
資料8	博士前期課程と博士後期課程の関係図	16
資料9	富山県立大学大学院看護学研究科入試・学生募集委員会規程	17
資料10	公立大学法人富山県立大学教職員就業規則	19
資料11	公立大学法人富山県立大学教員の定年の特例に関する規程	31
資料12	院生室見取り図	33
資料13	学術雑誌一覧	34
資料14	富山県立大学教育研究審議会規程	35
資料15	富山県立大学大学院看護学研究科教務委員会規程	37
資料16	富山県立大学学生委員会規程	39
資料17	富山県立大学改革・評価委員会規程	42

富山県知事

新田 八朗 殿

富山県立大学大学院看護学研究科
博士課程設置の要望書



公益団法人富山県医師会

富山県公的病院長協議会

公益団法人富山県看護協会

資料 1

要 望 書

【要 望】

富山県立大学大学院看護学研究科に博士課程を設置すること。

現在、医療・看護を取り巻く環境は、少子高齢化の進展、医療技術の高度化・専門化、地域包括ケアシステムの体制整備に伴う医療提供の場の多様化等により大きく変化しており、誰もが安心して医療を受けられるよう、質の高い看護職の医療現場への定着、医師や看護師をはじめとする多職種間の連携強化を図ることが重要です。

平成31年4月に開設された富山県立大学看護学部は、質の高い看護師を育成されており、今年度初めて卒業生を輩出されました。今後、富山県の医療現場に定着、活躍されることが期待されます。また、令和5年4月に開設された大学院看護学研究科（修士課程）では、高度な実践能力及び課題解決能力を備えた看護人材を育成されており、今後の修士の活躍が期待されています。

地域包括ケアシステムの構築が進められるなか、限られた医療資源の中で、県民個々の状態に応じた適切な医療・看護をより効果的に提供していくためには、それぞれの医療従事者が高い専門性を発揮しつつ、さらに連携強化を図りながら、多様な健康課題に対応していくことが大切です。

とりわけ、看護職には、「医療」と「生活」の視点をもち専門職として、多角的・多角的視点から多職種と連携し、地域や社会の保健医療福祉の様々な課題解決に向け、臨床で日々蓄積されているデータを科学的に分析、評価しながら、新しいケアを創出していく能力が求められています。

このため、富山県立大学大学院看護学研究科に新たに博士課程を設置し、ケア創出のための研究、そしてその研究成果を看護実践に牽引することができる人材を育成することが不可欠であると考えます。

また、本県においては、博士課程の設置は、国立大学一校のみであることから、富山県立大学の大学院看護学研究科に博士課程を設置することは、県内の看護職のキャリアアップの選択肢を増やすことともなり、優秀な人材の流出を防ぎ、富山県の看護職、教育者の確保にも貢献できるものと考えます。

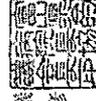
つきましては、下記の要望について格別のご配慮を賜りますようお願いいたします。

令和6年2月8日

富山県知事 新田 八朗 殿



公益社団法人富山県医師会
会長 村上 美世子



富山県公的病院長協議会
会長 川端 雅彦



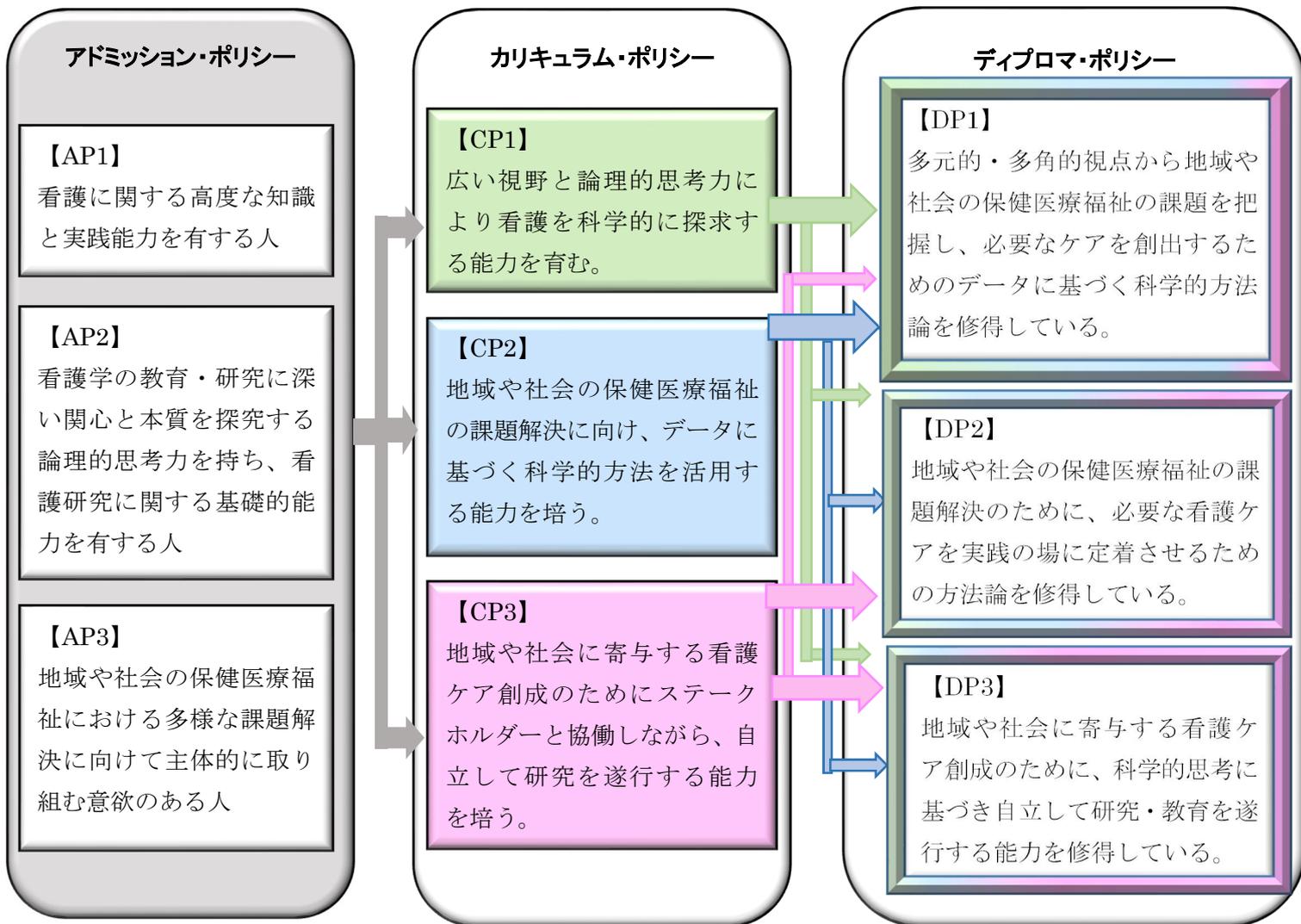
公益社団法人富山県看護協会
会長 福村 睦

養成する人材像と3つのポリシーの関係

養成する人材像

- 1 看護職者としての倫理観と多元的・多角的視点、高度な専門知識と研究能力を有し、地域や社会における多様なニーズに対応するため、科学的に課題解決する能力を育成する。
- 2 看護現象に焦点をあて、地域や社会の保健医療福祉の課題解決に向けて必要な看護ケアを科学的思考に基づき考究し、研究成果に基づき看護実践を牽引する人材を育成する。
- 3 科学的課題解決能力・自立的な研究能力を有し、地域や社会の発展に寄与できる看護教育・研究者および看護実践の指導者を育成する。

3つのポリシーの関係



カリキュラム・ポリシー(CP)からディプロマ・ポリシー(DP)の矢印は、教育課程を通して育成する能力を示す。太い矢印は直結しており関係が強いことを示し、細い矢印は能力形成に関与していることを示す。また、CP1 は緑色、CP2 は青色、CP3 は桃色で示す。

各 DP を囲むフレームの色は、教育課程により修得する複合的な能力の形成度合いを示している。教育理念、DP、CP に基づく教育内容を踏まえ、アドミッション・ポリシー(AP)を策定した。

カリキュラム・ポリシーおよびディプロマ・ポリシーと授業科目の関係

科目区分	授業科目の名称	配当年次	単位数		カリキュラム・ポリシー (CP)			ディプロマ・ポリシー (DP)		
			必修	選択	1	2	3	1	2	3
基礎科目	看護学研究特講	1年前期	2		◎	○	○	◎	○	○
	ケアシステム特講	1年前期		2	○	◎		◎		
	グローバルヘルス特講	1年前期		2	○	◎		◎		
専門科目	データ駆動型ケア特講	1年前期	2		○	◎		◎		
	ケア創出特講	1年後期	2			○	◎	○	◎	
	ケア実装特講	1年後期	2			○	◎		◎	○
研究科目	看護科学特別研究	1～3通	6		◎	◎	◎	○	○	◎

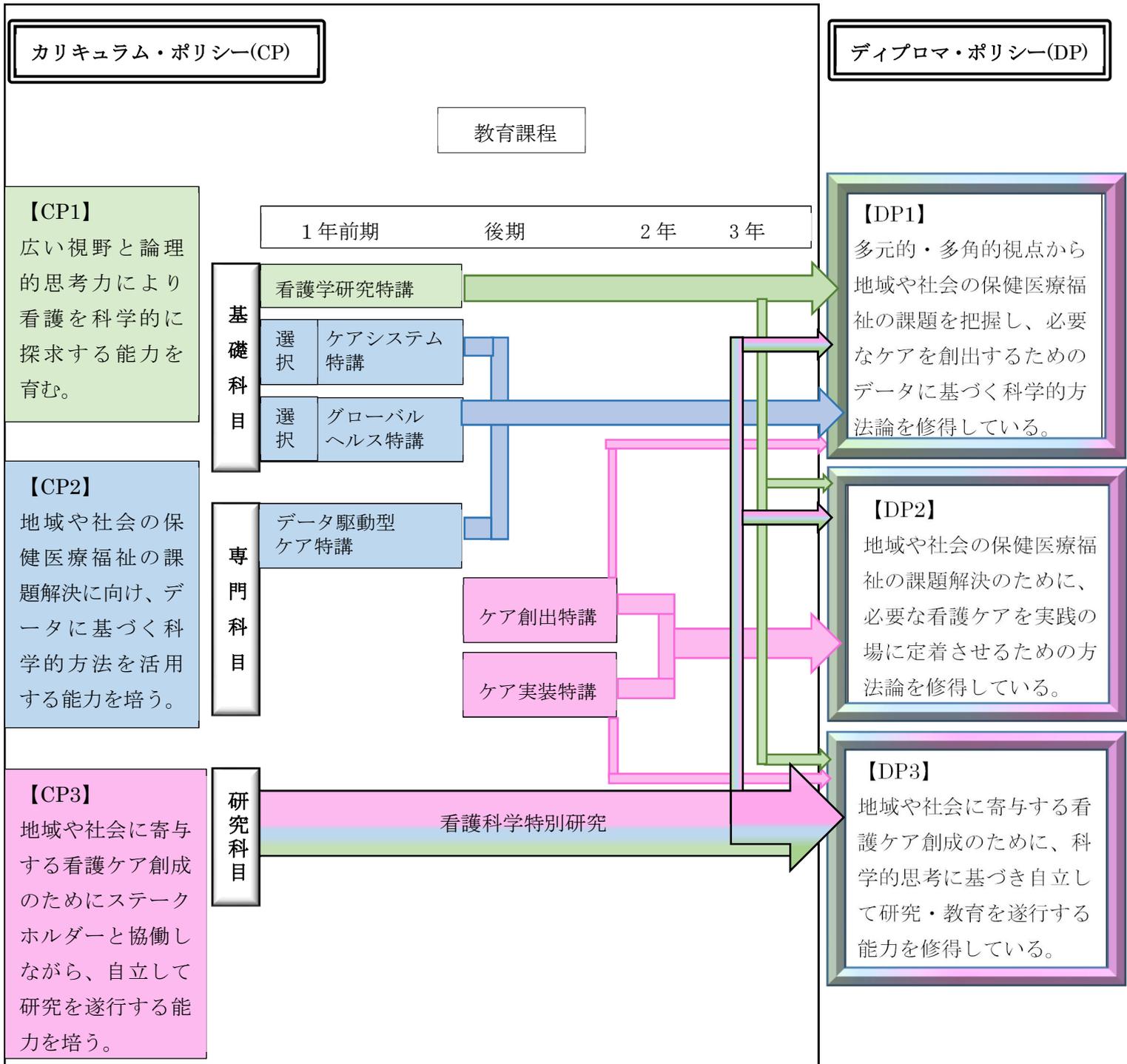
◎CP又はDPに直結しており関係が強い授業科目

○CP又はDPに関する能力形成に関与している授業科目

カリキュラム・マップ

【養成する人材像】

- 1 看護職者としての倫理観と多角的・多角的視点、高度な専門知識と研究能力を有し、地域や社会における多様なニーズに対応するため、科学的に課題解決する能力を育成する。
- 2 看護現象に焦点をあて、地域や社会の保健医療福祉の課題解決に向けて必要な看護ケアを科学的思考に基づき考究し、研究成果に基づき看護実践を牽引する人材を育成する。
- 3 科学的課題解決能力・自立的な研究能力を有し、地域や社会の発展に寄与できる看護教育・研究者および看護実践の指導者を育成する。



資料 3-1 に示した CP に直結しており関係が強い授業科目 (◎) を各 CP の色 (CP1 は緑、CP2 は青、CP3 は桃) で示す。

太い矢印は、DP に直結しており関係が強い授業科目 (◎) であることを示し、細い矢印は、DP に関する能力形成に関与している授業科目 (○) であることを示す。

履修モデル①

(履修年限：標準3年の場合)

科目区分	授業科目の名称	配当年次	単位数		履修年次及び単位数						卒業要件
			必修	選択	1年		2年		3年		
					前期	後期	前期	後期	前期	後期	
基礎科目	看護学研究特講	1年前期	2		○						4単位 (必修2単位、選択2単位以上)
	ケアシステム特講	1年前期		2							
	グローバルヘルス特講	1年前期		2	○						
	小計(3科目)	—	2	2	4						
専門科目	データ駆動型ケア特講	1年前期	2		○						6単位
	ケア創出特講	1年後期	2			○					
	ケア実装特講	1年後期	2			○					
	小計(3科目)	—	6	0	2	4	0	0	0	0	
研究科目	看護科学特別研究	1~3通	6	0	○						6単位
	小計(1科目)	—	6	0	0	0	0	0	0	6	
取得単位合計					6	4	0	0	0	6	16

履修モデル②

(履修年限：長期履修4年の場合)

科目区分	授業科目の名称	配当年次	単位数		履修年次及び単位数								卒業要件	
			必修	選択	1年		2年		3年		4年			
					前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期		
基礎科目	看護学研究特講	1年前期	2		○									4単位 (必修2単位、 選択2単位以上)
	ケアシステム特講	1年前期		2	○									
	グローバルヘルス特講	1年前期		2										
	小計(3科目)	—	2	2	4									
専門科目	データ駆動型ケア特講	1年前期	2		○									6単位
	ケア創出特講	1年後期	2			○								
	ケア実装特講	1年後期	2			○								
	小計(3科目)	—	6	0	2	4	0	0	0	0	0	0	0	
研究科目	看護科学特別研究	1~3通	6	0	○								6単位	
	小計(1科目)	—	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6	
取得単位合計					6	4	0	0	0	0	0	0	6	16

研究指導スケジュール

資料5

在学期間3年の場合の例

学年	時期	内容	備考
1	4月上旬	・研究課題(タイトル)提出 ・研究指導希望教員の申請	
	下旬	・主研究指導教員から連絡する	
	6月 ～ 3月	・研究計画書作成、研究指導計画書作成 ・ 研究計画発表会 ・倫理審査申請 ・倫理審査認定後、研究遂行開始 ・副指導教員の決定連絡	・研究計画発表会は学生の研究計画書作成の進捗状況を踏まえ、主研究指導教員が随時開催を要請する。 ・研究計画発表会後に、「人を対象とする研究」倫理審査部会の倫理審査を受けること。なお、当該審査は主指導教員が申請する。 ・倫理審査による認定後に、研究を遂行する。 ・副指導教員は学生1名につき1~2名の見込み。
2	4月 ～	・研究遂行 ・ 中間報告会 ・論文作成開始	・副論文については、本審査において別刷または採択証明書を添付することを踏まえ、学会発表・学術誌への投稿を進める。 ・中間報告会の開催は、学生の研究進捗状況を踏まえ、主研究指導教員が随時開催を要請する。 ・中間報告での発表後、論文の作成開始
3	11月	・論文作成 ・論文・学位申請書等提出 ・主査・副査の決定、連絡 ・ 予備審査(非公開) 指摘事項等について修正	・本審査開催の3か月前までに、予備審査を開催する。 ・予備審査を受けようとする学生は、主研究指導教員の許可を得て、予備審査の申し込み用紙を研究科長に提出する。
	12月中旬	・論文等題目届提出	
	2月上旬 中旬 下旬	・ 公開発表会：主査、副査より質疑 ・指摘事項等について修正 ・論文等提出届・最終版の論文提出 ・ 本審査 ：口頭又は筆記による最終試験 ・合否決定：研究科委員会で合否を決定する	・参加は学内教員・博士課程に在学または入学予定の学生とする。 ・本審査を受けようとする学生は、主研究指導教員の許可を得て、本審査の申し込み用紙を研究科長に提出する。 ・単位修得等の課程修了要件を確認する。
	3月上旬	・教育研究審議会に諮る ・学位申請者へ認定結果を通知	

○主論文を学位論文とする

○副論文のテーマは主論文のテーマと関連するもので、博士後期課程入学後に学術誌（査読付き）に第一著者として掲載されたものに限る。但し、論文の種類は原著に限定しない。

富山県立大学研究倫理委員会規程

平成 27 年 4 月 1 日制定

(設置)

第 1 条 富山県立大学（以下「本学」という。）に研究倫理委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(委員会の所掌事項)

第 2 条 委員会は、次の各号に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 富山県立大学研究倫理規準（以下「規準」という。）の運用に関する事。
- (2) 規準の改廃に関する事。
- (3) 研究倫理に係わる学長からの諮問に関する事。
- (4) 研究倫理に係わる研修に関する事。
- (5) 研究資金に関する不正防止計画の推進に関する事。
- (6) その他研究倫理に関する事。

2 委員会に、規準に関する違反行為（以下「違反行為」という。）が行われていることを知った者及び当該違反行為により不当又は不公正な扱いを受けている者からの相談・通報（以下「相談等」という。）を受け付ける窓口を設置する。

3 前項の規定にかかわらず、公益通報者保護法（平成 16 年法律第 122 号）に基づく職員等からの公益通報に関しては、公立大学法人富山県立大学教職員等公益通報制度実施要綱の定めるところによる。

4 委員会は、違反行為があった場合には、事実関係の調査等の適切な対応を行うものとする。この場合において、委員会は、当該調査を行うため、必要に応じて調査委員会を設けることができる。

5 委員会は、学長からの諮問事項の調査審議及び違反行為の調査の結果について、学長に報告するとともに、関係者に通知するものとする。

(組織)

第 3 条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 工学部長
- (2) 看護学部長
- (3) 大学院工学研究科から選出された教授 1 人
- (4) 工学部の各学科及び教養教育センターが選出する教授各 1 人
- (5) 看護学部が選出する教授 2 名
- (6) 事務局長
- (7) その他学長が必要と認める者

2 前項第 2 号から第 4 号及び第 6 号に規定する委員の任期は、1 年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第 4 条 委員会に委員長を置き、学長が委員のうちから指名する。

2 委員会に副委員長を置き、委員長が委員のうち委員長が所属する学部以外の教授から指名する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

(運営)

第5条 委員会の会議（以下この条において「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の3分の2以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。ただし、違反行為のうち重大なものに関する議事は、出席した委員の3分の2以上で決するものとする。

4 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聞くことができる。

5 委員は、自己の違反行為に関する議事に加わることはできない。

6 会議は、非公開とする。

(相談員)

第6条 第2条第2項の窓口に研究倫理相談員（以下「相談員」という。）を置く。

2 相談員は、委員会の委員をもって充てる。

3 相談員は、相談等を受けた事項について、委員長に報告する。

4 委員長は、前項の規定により報告を受け、必要と判断した場合は、委員会を開催するものとする。

(部会)

第7条 委員会に、人を対象とする研究の実施計画を審査するため、「人を対象とする研究」倫理審査部会（以下「部会」という。）を設置する。

2 部会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

(1) 委員会の委員の中から学長が任命する者

(2) 本学の教職員の中から学長が任命する者

(3) 学外の専門家の中から学長が委嘱する者

(4) その他学長が必要と認めるもの

3 第3条第2項及び第4条の規定は、部会について準用する。この場合において、これらの規定中「第2号から第4号及び第6号」とあるのは「第2号及び第3号」と、「委員」とあるのは「部会に属する委員」と、「委員長」とあるのは「部会長」と、「副委員長」とあるのは「副部会長」と、「委員会」とあるのは「部会」と、「委員長が所属する学部以外の教授」とあるのは「教授」と読み替えるものとする。

4 第1項に規定する審査の手続等に関し必要な事項は、別に定める。

(部会及び関係委員会からの報告の徴収)

第8条 委員会は、部会及び富山県立大学放射線安全委員会、富山県立大学動

物実験委員会、富山県立大学遺伝子組換え実験等安全委員会、富山県立大学
キャンパス・ハラスメント防止委員会等の関係委員会から会議の開催結果そ
の他研究倫理に関する事項について、毎年度、報告を求めるものとする。

2 委員会は、前項の報告を検討し、必要な措置を講ずるものとする。

(事務)

第9条 委員会の事務は、事務局経営企画課において処理する。

(細則)

第10条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、
委員会が別に定める。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

富山県立大学「人を対象とする研究」倫理審査規程

平成27年4月1日制定

(趣旨)

第1条 この規程は、富山県立大学研究倫理委員会規程（以下「委員会規程」という。）第7条第4項の規定に基づき、人を対象とする研究の実施計画（以下「実施計画」という。）の審査の手續等に関し必要な事項を定めるものとする。

(審査の申請)

第2条 実施計画の審査を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、実施計画審査申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）を学長に提出するものとする。

2 前項の規定による申請は、所属の教養教育センター長、学科若しくは専攻の主任教授又は学長が指名する看護学部の教授を経由して行うものとする。

3 学長は、申請書を受理したときは、速やかにその審査（以下第9条までにおいて「審査」という。）を委員会規程第7条第1項の「人を対象とする研究」倫理審査部会（以下「部会」という。）に付議するものとする。

(審査の基準)

第3条 審査は、公立大学法人富山県立大学研究倫理規程に定める次の各号に掲げる事項によるほか、関係法令・規程等に定める基準により行うものとする。

(1) 当該研究の対象となる者（以下「研究対象者」という。）の個人情報の保護をはじめとする人権の擁護

(2) 研究対象者への不利益及び危険性に対する配慮

(3) 研究対象者（必要がある場合は、その家族等を含む。）に理解を求め、同意を得る方法の適否

(審査の判定)

第4条 審査の判定は、次の各号に掲げる区分により行う。

(1) 承認

(2) 条件付承認

(3) 実施計画の変更の勧告

(4) 不承認

(5) 非該当

(運営)

第5条 部会は学部ごとに設置し、部会の会議（以下「会議」という。）は、

部会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、部会に属する委員（以下「委員」という。）の3分の2以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、部会長の決するところによる。

4 部会長は、必要があると認めるときは、申請者を会議に出席させ、実施計画の説明を求めることができる。

5 部会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聞くことができる。

6 委員は、自己の実施計画に係わる議事に加わることはできない。

（書面による議決）

第6条 部会長は、適当であると判断する場合は、書面をもって委員の意見を徴し、会議に代えることができる。この場合において、前条第3項中「出席した委員」とあるのは「委員」と読み替えるものとする。

2 部会長は、前項の規定により審査を行った場合は、その結果を、書面議決結果通知書（様式第2号）により、委員に通知しなければならない。

（迅速審査）

第7条 部会長は、次の各号に掲げる審査については、部会長が指名する委員による審査を行わせ、部会の意見とすることができる。

(1)他の研究機関と共同して実施される研究であって、既に他の研究機関において倫理審査委員会の審査を受け、その実施について適当である旨の意見を得ている場合の審査

(2)研究計画の軽微な変更に関する審査

(3)侵襲を伴わない研究であって介入を行わないものに関する審査

（審査の結果）

第8条 部会長は、審査の結果を、審査結果報告書（様式第3号）により、学長に報告し、その承認を得なければならない。

2 部会長は、前項の規定により、学長の承認を得た場合は、審査結果通知書（様式第4号）により、速やかに申請者に通知するものとする。

3 前項の規定による通知には、審査の判定の理由を付記するものとする。ただし、当該判定が第4条第1号に該当する場合は、この限りでない。

4 審査の経過及び結果は、記録及び保存するものとする。

（研究の実施）

第9条 申請者は、審査の判定が第4条第1号又は第2号に該当する場合は、当該研究を実施することができる。ただし、同条第2号に該当する場合は、部会の指示した条件に従わなければならない。

(再審査)

第10条 申請者は、第4条第3号の実施計画の変更の勧告を受けた場合又は同条の規定による審査の判定に異議のある場合は、実施計画再審査申請書(様式第5号)により、部会に再審査の申請をすることができる。

2 前項の規定による審査の判定に異議のある場合の申請は、審査結果通知書を受領した日の翌日から起算して2週間以内に行うものとする。

3 第1項の再審査に係る手続等については、第3条から前条までの規定を準用する。

(実施計画の変更)

第11条 第8条の規定により研究を実施する者(以下「研究実施者」という。)は、実施計画について倫理に係わる事項の変更をしようとするときは、実施計画変更審査申請書(様式第6号)により、部会にその審査の申請をするものとする。

2 前項の審査に係る手続等については、第3条から前条までの規定を準用する。

(研究の終了又は中止の報告)

第12条 研究実施者は、当該研究を終了又は中止したときは、終了(中止)報告書(様式第7号)により、部会に報告するものとする。

(事務)

第13条 この規程に関する事務は、工学部に関しては事務局経営企画課、看護学部に関しては富山キャンパス事務部管理課が行う。

(細則)

第14条 この規程に定めるもののほか、実施計画の審査の手続等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

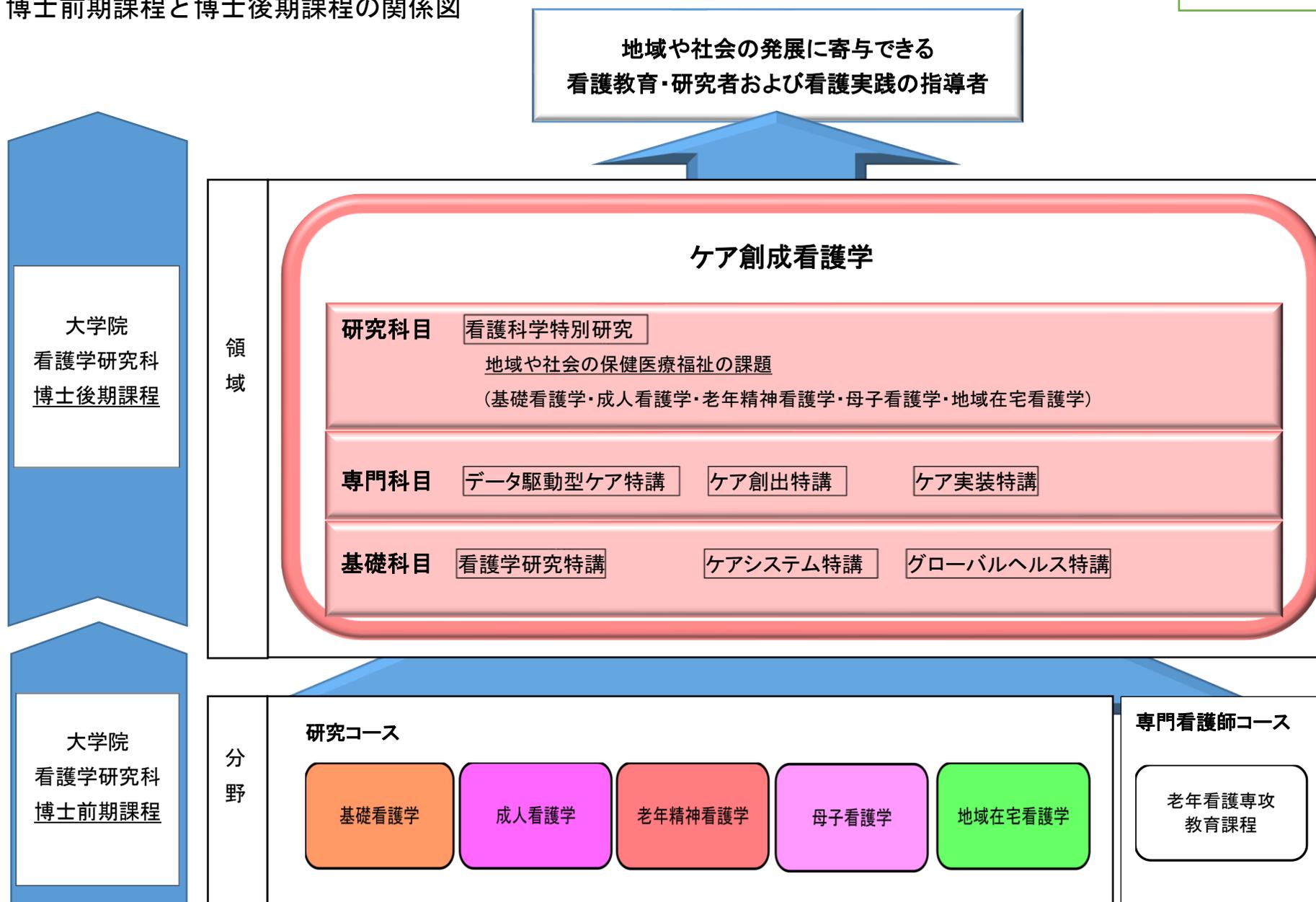
附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

博士前期課程と博士後期課程の関係図



富山県立大学大学院看護学研究科入試・学生募集委員会規程

令和4年9月1日制定

(設置)

第1条 富山県立大学大学院看護学研究科に、入試・学生募集委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を担当する。

- (1) 入学試験の企画及び実施に関すること
- (2) 学生募集に関すること
- (3) その他入学者の選抜に関し必要と認められること

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者をもって組織する

- (1) 看護学研究科長
- (2) 入試・学生募集部長又は副部長（看護学部から選出）
- (3) 看護学専攻において選出する1人の教員（教授、准教授に限る。）
- (4) 富山キャンパス事務部長
- (5) その他学長が指名する者

(任期)

第4条 前条第2号に掲げる委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

(欠格事由)

第5条 任期中に、本学大学院への入学を志願する者が配偶者又は二親等以内の親族にある教職員は、第3条各号に定める委員に就くことができない。

(委員長及び副委員長)

第6条 委員会に委員長を置き、看護学研究科長をもって充てる。

2 委員会に副委員長を置き、看護学研究科長が指名する者をもって充てる。

(運営)

第7条 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

- 2 委員長に支障があるときは、副委員長がその職務を代行する。
- 3 委員会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 4 会議は、非公開とする。
- 5 委員会の会議にかかる審議資料及び会議録は、公開しない。ただし、審議資料については、委員会の議決により公開することができる。

(委員以外の者の出席)

第8条 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させ、その意見を聞くことができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和4年9月1日から施行する。

(経過規程)

- 2 この規程の施行前において、富山県立大学看護学研究科・大学専攻科開設準備委員会で審議した事項のうち本規程第2条に係る事項は、本委員会が引き継ぐものとする。
- 3 本規程第3条第1号に定める者は看護学部長が、同条第3号及び第5号に定める者は看護学部長が指名する者が代行する。代行期間は令和5年3月31日までとする。

公立大学法人富山県立大学教職員就業規則

平成 27 年 4 月 1 日制定

(目的)

第 1 条 この規則は、労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号。以下「労基法」という。）第 89 条の規定に基づき、公立大学法人富山県立大学（以下「法人」という。）に勤務する教職員の就業に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この規則において、教職員とは教員及び職員をいう。

2 この規則において、教員とは教授、准教授、講師、助教及び助手の職にある者をいう。

3 この規則において、職員とは教員以外の者をいう。

(適用範囲)

第 3 条 この規則は、常勤の教職員に適用する。

2 前項の規定にかかわらず、再雇用教職員（第 24 条の規定により採用された教職員をいう。以下同じ。）については、この規則を適用しない。

3 再雇用教職員、非常勤職員その他の別に定める規程に基づき雇用される教職員の就業に関する事項については別に定める。

4 公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成 12 年法律第 50 号）及び公益的法人等への県職員及び県費負担教職員の派遣等に関する条例（平成 13 年富山県条例第 52 号）の規定に基づき、富山県から法人に派遣される職員の就業に関する事項については、法人と富山県で締結される富山県職員の派遣に関する協定において規定されている事項を除き、この規則を適用する。

(法令との関係)

第 4 条 この規則に定めのない事項については、これに付随する規程及び労基法その他の関係法令の定めるところによる。

(規則の遵守)

第 5 条 法人の理事長（以下「理事長」という。）及び教職員は、誠意をもってこの規則を遵守しなければならない

(採用)

第 6 条 教職員の採用は、競争試験又は選考による。

2 教員の選考方法その他の必要な事項については、公立大学法人富山県立大学教員選考規程（第 11 条第 3 項において「教員選考規程」という。）の定めるところによる。

3 理事長は、任期を定めて教職員を採用することができる。

4 任期を定めて採用された教職員（第 17 条第 4 項において「任期付教職員」という。）の任期その他の必要な事項については、公立大学法人富山県立大学教職員任期規程の定めるところによる。

（労働条件の明示）

第 7 条 理事長は、教職員の採用に際しては、採用しようとする教職員に対し、この規則を提示するとともに、次の事項を記載した文書を交付するものとする。

- (1) 労働契約の期間に関する事項
- (2) 有期労働契約を更新する場合の基準に関する事項
- (3) 就業の場所及び従事する業務に関する事項
- (4) 始業及び終業の時刻、所定労働時間を超える労働の有無、休憩時間、休日及び休暇に関する事項
- (5) 給与に関する事項
- (6) 退職に関する事項（解雇の事由を含む。）

（採用時の提出書類）

第 8 条 教職員に採用された者は、次に掲げる書類を速やかに理事長に提出しなければならない。ただし、理事長が提出を要しないと認める場合は、その一部を省略することができる。

- (1) 履歴書（写真添付のもの）
- (2) 学歴に関する証明書
- (3) 健康診断書（3 月以内のもの）
- (4) 住民票記載事項証明書
- (5) 就こうとする職務に必要な資格に関する証明書
- (6) その他理事長が必要と認める書類

2 教職員は、前項の提出書類の記載事項に変更が生じたときは、速やかに書面によりこれを届け出なければならない。

（試用期間）

第 9 条 新たに教職員として採用された者は、採用の日から 6 月を試用期間とする。ただし、理事長が必要と認めたときは、試用期間を短縮し、又は設けないことができる。

2 前項の試用期間は、理事長が特に必要と認めたときは、1 年に至るまで延長することができる。

3 理事長は、試用期間中の教職員について、勤務実績が不良なこと、心身に故障があることその他の事由に基づき引き続き雇用することが不適当と認めたときは、第 25 条の規定により解雇することができる。

4 試用期間は、勤続年数に通算する。

（評価）

第10条 理事長は、教職員の勤務実績及び職務遂行能力について、評価を行うものとする。

(昇任)

第11条 教職員の昇任は、選考により行う。

2 前項の選考は、勤務実績及び職務遂行能力の総合的な評価により行う。

3 教員の選考方法その他の必要な事項については、教員選考規程の定めるところによる。

(降任)

第12条 理事長は、教職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、降任させることができる。

(1) 勤務実績が良くない場合

(2) 心身の故障のため職務の遂行に支障があり、これに堪えない場合

(3) 前2号に規定する場合のほか、その職務に必要な適格性を欠く場合

(4) 本人が希望し、これを理事長が認めた場合

(5) 組織又は定数の改廃により過員を生じた場合

2 理事長は、教職員を降任する場合にあっては、その旨を記載した書面を交付して行わなければならない。

3 教職員の降任に係る手続については、公立大学法人富山県立大学教職員の懲戒等手続に関する規程（以下「懲戒等手続規程」という。）の定めるところによる。

(配置)

第13条 理事長は教職員の配置について、法人の業務上の必要性及び本人の適性等を考慮して行う。

(異動)

第14条 理事長は、法人の業務の都合により、教職員に対し、配置換、兼務及び出向（以下「配置換等」という。）を命じることができる。

2 配置換等を命じられた教職員は、正当な理由なくこれを拒むことができない。

(赴任)

第15条 異動を命じられた教職員及び新たに採用された教職員は、直ちに赴任しなければならない。ただし、理事長がやむを得ない事由があると認めた場合は、この限りでない。

(休職)

第16条 理事長は、教職員が次の各号のいずれかに該当する場合は、休職を命じることができる。

(1) 心身の故障のため、長期の休養を必要とする場合

(2) 刑事事件に関し起訴された場合

- (3) 水難、火災その他の災害により、生死不明又は所在不明となった場合
- (4) 学校、研究所その他のこれらに準ずる公共的施設において、その教職員の職務に関連があると認められる学術に関する事項の調査、研究又は指導に従事する場合
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、休職にすることが適当と認められる場合

2 第9条第1項又は第2項に規定する試用期間中の教職員については、前項の規定を適用しない。

(休職の期間)

第17条 前条第1項第1号及び第3号から第5号に掲げる事由による休職の期間は、3年を超えない範囲内において、必要に応じた期間とする。

2 前条第1項第2号に掲げる事由による休職期間は、当該刑事事件が裁判所に係属する期間とする。

3 第1項に規定する場合において、休職の期間が3年に満たないときは、休職を開始した日から引き続き3年を超えない範囲内において、これを更新することができる。

4 前3項の場合において、任期付教職員の休職の期間の満了日は、任期満了の日を超えることはできない。

(復職)

第18条 理事長は、前条第1項に規定する休職の期間中であっても、その事由が消滅したと認められるときは、速やかに復職させるものとする。

2 教職員は第16条第1項第1号の規定により休職を命じられている場合において、当該休職の事由が消滅したときは、医師の診断書を添えて、理事長に復職を願い出なければならない。

3 休職とした教職員を復職させる場合は、原則として休職前の職務に復職させる。ただし、休職前の職務に復帰させることが困難であるか、又は不適當な場合には、他の職務に就かせることができる。

(休職者の給与)

第19条 休職者の給与については、公立大学法人富山県立大学教職員給与規程（第29条において「教職員給与規程」という。）の定めるところによる。

(退職)

第20条 教職員が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に定める日をもって退職したものとする。

(1) 退職を申し出たとき 理事長が退職日と認めた日

(2) 定年に達したとき 定年に達した日以降における最初の3月31日

- (3) 任期の定めがあり、その任期を満了したとき 任期満了の日
- (4) 休職の期間が満了し、休職の事由がなお消滅しないとき 休職の期間の満了日
- (5) 死亡した場合 死亡日

2 前項の規定にかかわらず、理事長は、退職を願い出た教職員が第 52 条第 1 項各号のいずれかに該当し、懲戒処分の手続を行っている場合にあっては、当該退職を認めないことができる。

(自己都合退職)

第 21 条 教職員は、自己の都合により退職しようとするときは、退職を予定する日の 30 日前までに、書面により理事長に申し出なければならない。ただし、理事長が特に認めた場合は、この限りでない。

(定年退職)

第 22 条 教員の定年は満 65 歳とする。ただし、助教及び助手の定年は満 60 歳とする。

2 職員の定年は満 60 歳とする。

(定年の特例)

第 23 条 理事長は、教育研究上又は法人運営上特別の必要がある場合は、在職する教員の前条第 1 項に規定する定年を延長し、又は同項に規定する定年を超える教員を採用することができる。この場合において必要な事項は、公立大学法人富山県立大学教員の定年の特例に関する規程の定めるところによる。

2 理事長は、定年に達した職員が第 20 条第 1 項第 2 号の規定により退職すべきこととなる場合において、その職員の職務の特殊性又はその職員の職務の遂行上の特別の事情からみてその退職により業務の運営に著しい支障が生ずると認められる十分な理由があるときは、同号の規定にかかわらず、その職員の定年退職日から起算して 1 年を超えない範囲で期限を定め、その職員を当該職務に従事させるため引き続いて勤務させることができる。

3 理事長は、前項の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、前項の理由が引き続き存すると認められる十分な理由があるときは、1 年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、その期限は、その職員に係る定年退職日の翌日から起算して 3 年を超えることができない。

(再雇用)

第 24 条 理事長は、定年に達する教員（教授、准教授及び講師を除く。）及び職員が再雇用を希望した場合には任期を定め、採用することができる。

2 教職員の再雇用については、公立大学法人富山県立大学教職員再雇用規程の定めるところによる。

(解雇)

第 25 条 理事長は、教職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、これを解雇することができる。

- (1) 勤務実績が著しく良くない場合
- (2) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合
- (3) 前 2 号に掲げる場合のほか、職務を遂行するために必要な適格性を欠く場合
- (4) 試用期間中又は試用期間満了時に本採用が不相当と認められる場合
- (5) 事業活動の縮小その他法人の経営上やむを得ない事由により減員が必要となった場合
- (6) 天災事変その他やむを得ない事由により法人の事業継続が不可能となった場合
- (7) 公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 3 条に規定する公職に就任し、業務の遂行が著しく阻害されるおそれのある場合

2 理事長は、教職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、これを解雇する。ただし、教職員が第 2 号に該当する場合でその刑に係る罪が過失によるものであり、かつ、その刑の執行を猶予されたときであって、その情状を考慮して特に必要があると認めるときは、当該教職員を解雇しないことができる。

- (1) 成年被後見人又は被保佐人となった場合
- (2) 禁錮以上の刑に処せられた場合
- (3) 日本国憲法施行の日以降において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した場合

3 理事長は、前 2 項の規定により教職員を解雇しようとするときは、少なくとも 30 日前にその予告を行うか、又は 30 日分に相当する平均賃金を支給するものとする。ただし、予告日数は平均賃金を支払った日数に応じて短縮することができる。

4 前項の規定は、第 9 条第 1 項又は第 2 項に規定する試用期間中の教職員（14 日を超えて引き続き雇用された者を除く。）を解雇する場合又は労基法第 20 条第 3 項の規定により行政官庁の認定を受けた場合は適用しない。

5 教職員の解雇に係る手続については、懲戒等手続規程の定めるところ

による。

(解雇制限)

第 26 条 前条第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する期間は解雇しない。ただし、療養開始後 3 年を経過した日において地方公務員災害補償法（昭和 42 年法律第 121 号。第 50 条において「地公災法」という。）に基づく傷病補償年金を受けているとき、若しくは同日後において傷病補償年金を受けることとなったとき、又は天災事変その他やむを得ない事由により法人の事業継続が不可能となった場合で、労基法第 19 条第 2 項の規定により行政官庁の認定を受けたときは、この限りでない。

(1) 業務上負傷し又は疾病にかかり療養のために休業する期間及びその後 30 日間

(2) 労基法第 65 条に定める産前産後の休業する期間及びその後 30 日間
(退職又は解雇後の責務)

第 27 条 退職し、又は解雇された者は、法人から借用している物品を速やかに返還しなければならない。

(退職証明書)

第 28 条 理事長は、退職し、又は解雇された者が、次項各号に掲げる事項について証明書の交付を請求した場合は、遅滞なくこれを交付しなければならない。

2 前項の退職証明書に記載する事項は、次のとおりとする。ただし、証明すべき事項を限定して請求があった場合は、この限りでない。

(1) 勤続期間

(2) 業務の種類

(3) 職位

(4) 給与

(5) 退職の事由（解雇された場合は、その理由を含む。）

3 理事長は、第 25 条第 1 項の規定による教職員の解雇に際して教職員が当該解雇の理由について説明書の交付を請求した場合は遅滞なくこれを交付しなければならない。

(給与)

第 29 条 教職員の給与については、教職員給与規程の定めるところによる。

(退職手当)

第 30 条 教職員の退職手当については、公立大学法人富山県立大学教職員退職手当規程の定めるところによる。

(誠実義務)

第 31 条 教職員は、法人の使命と業務の公共性を自覚し、誠実かつ公正に職務を遂行しなければならない。

2 教職員は、日常行動について常に公私の別を明らかにし、職務や地位を私的な利益のために用いてはならない。

3 教職員は、法人の利益と相反する行為を行ってはならない。
(職務専念義務)

第 32 条 教職員は、法令、この規則及び法人の諸規程（以下「法令等」という。）に定める場合を除いては、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、法人がなすべき責を有する業務に従事しなければならない。

2 教職員は、次に掲げる場合においては、あらかじめ理事長の承認を得てその職務に専念する義務を免除されることができる。

(1) 研修を受ける場合

(2) 法人が実施する健康診断を受ける場合

(3) その他理事長が適当であると認める場合

(服務心得)

第 33 条 教職員は、法令等を遵守し、上司の指揮命令に従い、その職務を遂行しなければならない。

2 教職員の服務については、公立大学法人富山県立大学教職員服務規程の定めるところによる。

(信用失墜行為の禁止)

第 34 条 教職員は、法人の名誉若しくは信用を失墜し、又は教職員全体の名誉を毀損する行為をしてはならない。

(守秘義務)

第 35 条 教職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 教職員は、法令による証人、鑑定人等となり、職務上の秘密に関する事項を公表する場合には、理事長の許可を受けなければならない。

(個人情報保護)

第 36 条 教職員は、業務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(兼業)

第 37 条 教職員は、理事長の許可を受けなければ、他の業務に従事し、又は自ら事業を営んではならない。

2 教職員の兼業については、公立大学法人富山県立大学教職員兼業規程の定めるところによる。

(職務に係る倫理)

第 38 条 教職員は、職務に係る倫理の保持に努めなければならない。

2 教職員の職務に係る倫理については、公立大学法人富山県立大学教職員倫理規程の定めるところによる。

(キャンパス・ハラスメントの防止及び排除)

第 39 条 教職員は、セクシュアル・ハラスメント、アカデミック・ハラスメントその他の人権侵害（次項において「キャンパス・ハラスメント」という。）をいかなる形でも行ってはならず、これの防止及び排除等に努めなければならない。

2 キャンパス・ハラスメントの防止及び排除等については、公立大学法人富山県立大学キャンパス・ハラスメントの防止等に関する規程の定めるところによる。

(旧姓の使用)

第 40 条 教職員は、所定の手続を経ることにより、婚姻、養子縁組その他の事由（以下この条において「婚姻等」という。）により戸籍上の氏を改めた後も引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏を文書等に使用することができる。

(文書の配布、集会等)

第 41 条 教職員は、法人の敷地内又は施設内において次の行為を行おうとするときは、理事長の許可を受けなければならない。

(1) 文書、図画等の掲示若しくは配布又はその他の方法による宣伝活動（寄附募集及び署名活動を含む。）

(2) 業務外の集会、演説、放送その他これらに類する行為（勤務時間等）

第 42 条 教職員の勤務時間、休日及び休暇等については、公立大学法人富山県立大学教職員の勤務時間等に関する規程の定めるところによる。

(育児休業等)

第 43 条 3 歳に満たない子の養育又は家族の介護を要する教職員は、理事長に申し出て、育児休業又は介護休業をし、又は勤務時間の短縮等必要な措置を受けることができる。

2 育児休業、介護休業及び勤務時間の短縮等については、公立大学法人富山県立大学教職員の育児・介護休業等に関する規程の定めるところによる。

(研修)

第 44 条 理事長は、教職員の研修の機会の提供に努めるものとする。

2 教職員は、業務に関し必要な知識、技能等を向上させるため、研修に参加することを命じられた場合は、研修を受けなければならない。

3 教職員の研修については、公立大学法人富山県立大学教職員研修規程

の定めるところによる。

(安全衛生管理)

第 45 条 理事長は、職場における教職員の安全と健康を確保し、及び快適な職場環境の形成を促進するため、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）及びその他関係法令に基づき、教職員の安全及び衛生の管理について必要な措置を講じるものとする。

2 教職員は、安全及び衛生について、関係法令のほか、上司の指示を守るとともに、理事長が行う安全及び衛生に関する措置に協力し、労働災害の防止に努めなければならない。

3 教職員の安全及び衛生については、公立大学法人富山県立大学教職員安全衛生管理規程の定めるところによる。

(出張)

第 46 条 理事長は、職務上必要がある場合には、教職員に出張を命ずることができる。

2 出張を命じられた教職員は、正当な理由なくこれを拒むことができない。

3 教職員が出張を終えたときは、速やかにその状況を報告しなければならない。

(旅費)

第 47 条 旅費については、公立大学法人富山県立大学教職員旅費規程の定めるところによる。

(福利厚生)

第 48 条 理事長は、教職員の健康と福祉の増進のために必要な措置を行う。

(業務災害及び通勤災害)

第 49 条 教職員が業務上又は通勤途上で災害を被った場合の補償については、地公災法の定めるところによる。

(職務発明等)

第 50 条 教職員が職務上行った発明その他知的財産の取扱いについては、公立大学法人富山県立大学知的財産規程の定めるところによる。

(表彰)

第 51 条 教職員が次の各号のいずれかに該当する場合は、表彰を行う。

(1) 職務上特に顕著な功績があった場合

(2) 法人の名誉を高める行為を行った場合

(3) その他特に他の教職員の模範となる行為を行った場合

2 前項に定めるもののほか、教職員の表彰については、公立大学法人富山県立大学教職員表彰規程の定めるところによる。

(懲戒)

第 52 条 理事長は、教職員が次の各号のいずれかに該当する場合は、懲戒処分を行うことができる。

- (1) 正当な理由なく無断欠勤、遅刻又は早退を繰り返す等、勤務を怠った場合
- (2) 正当な理由なく、業務上の指示及び命令に従わなかった場合
- (3) 故意又は重大な過失により、法人に損害を与えた場合
- (4) 刑法犯に該当する行為があった場合
- (5) 法人の名誉又は信用を傷つけた場合
- (6) 素行不良で法人の秩序又は風紀を乱した場合
- (7) 重大な経歴詐称をした場合
- (8) 法令又は法人の規則に違反した場合

2 理事長は、教職員が前項各号に掲げる行為があったときは、当該教職員の管理監督者に対し、その監督責任により懲戒処分を行うことができる。

3 理事長は、教職員に対し懲戒処分を行う場合にあっては、その旨を記載した書面を交付して行わなければならない。

4 教職員の懲戒に係る手続については、懲戒等手続規程の定めるところによる。

(懲戒の種類)

第 53 条 懲戒の種類及びその内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 戒告 始末書を提出させ、将来を戒めること。
- (2) 減給 始末書を提出させ、給与を減額すること。ただし、その額は、1 回の額が労基法第 12 条に定める平均賃金の 1 日分の半額を超えず、その総額が一給与支給期における給与の総額の 10 分の 1 を超えない範囲内とする。
- (3) 停職 始末書を提出させ、1 日以上 6 月以下の期間、職務に従事させないこと。この期間中、いかなる給与も支給しない。
- (4) 懲戒解雇 予告をすることなく、即時に解雇すること。この場合において、行政官庁の認定を受けた場合は、解雇予告手当は支給しない。

(訓告等)

第 54 条 前条に定めるもののほか、理事長は、サービスを厳正にし、規律を保持する必要があるときは、文書又は口頭により、注意、嚴重注意、訓告を行うことができる。

(損害賠償)

第 55 条 理事長は、教職員が故意又は重大な過失により法人に損害を与えた場合においては、前 2 条の規定による懲戒処分又は訓告等の有無に

かかわらず、その損害の全部又は一部を賠償させることができる。

(委任)

第 56 条 この規則に定めるもののほか、教職員の就業に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 地方独立行政法人法第 59 条第 2 項の規定により法人の教職員となった者が、この規則の施行日前に、地方公務員法、富山県条例、同規則、富山県立大学の学内規程及びその他関係法令等（以下「地方公務員法等」という。）により発令又は承認を受けている場合には、法人から別に辞令を発せられない限り、当該発令又は承認の効力を継承する。

3 この規則の施行日前に地方公務員法等により、教職員が懲戒、分限処分を受けていた場合についても、前項と同様に効力を継承するものとする。

4 この規則の施行日前に行った教職員の非違行為は、この規則の施行後の法人の教職員として行ったものとみなし、第 52 条及び第 53 条の規定を適用するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成 28 年 10 月 3 日から施行する。

公立大学法人富山県立大学教員の定年の特例に関する規程

平成 28 年 10 月 3 日制定

(目的)

第1条 この規程は、公立大学法人富山県立大学教職員就業規則(以下「就業規則」という。)第23条第1項の規定に基づき、教員の定年の特例に関し必要な事項を定めるものとする。

(定年の特例)

第2条 就業規則第23条第1項の教育研究上又は法人運営上特別の必要がある場合は次のとおりとし、その対象となる教員の定年については、1年を越えない範囲内で期限を定めて延長することができる。その期限到来後も引き続き特別の必要が存すると認められるときは、同様の方法でさらに期限を延長することができる。ただし、その延長の上限年齢は当該各号に掲げる年齢を超えることができない。

(1) 学部、大学院研究科等の新設又は再編に伴い、その設置認可申請等に際し教員審査の対象となる教員を採用する場合

延長の上限年齢は、完成年度(学部、大学院研究科等の開設後、学年進行が終了する年度をいう。以下同じ。)の末日におけるその者の年齢とする。

(2) 学部、大学院研究科等の新設又は再編に伴い、法人に在職している教員をその設置認可申請等に際し教員審査の対象となる教員とする場合

延長の上限年齢は、完成年度の末日におけるその者の年齢とする。

(3) その他教育研究上又は法人運営上特別の必要があると理事長が認める場合

延長の上限年齢は、理事長が認める年齢とする。ただし、就業規則第22条第1項に定める定年年齢の翌日から起算して5年を超えることができない。

(委任)

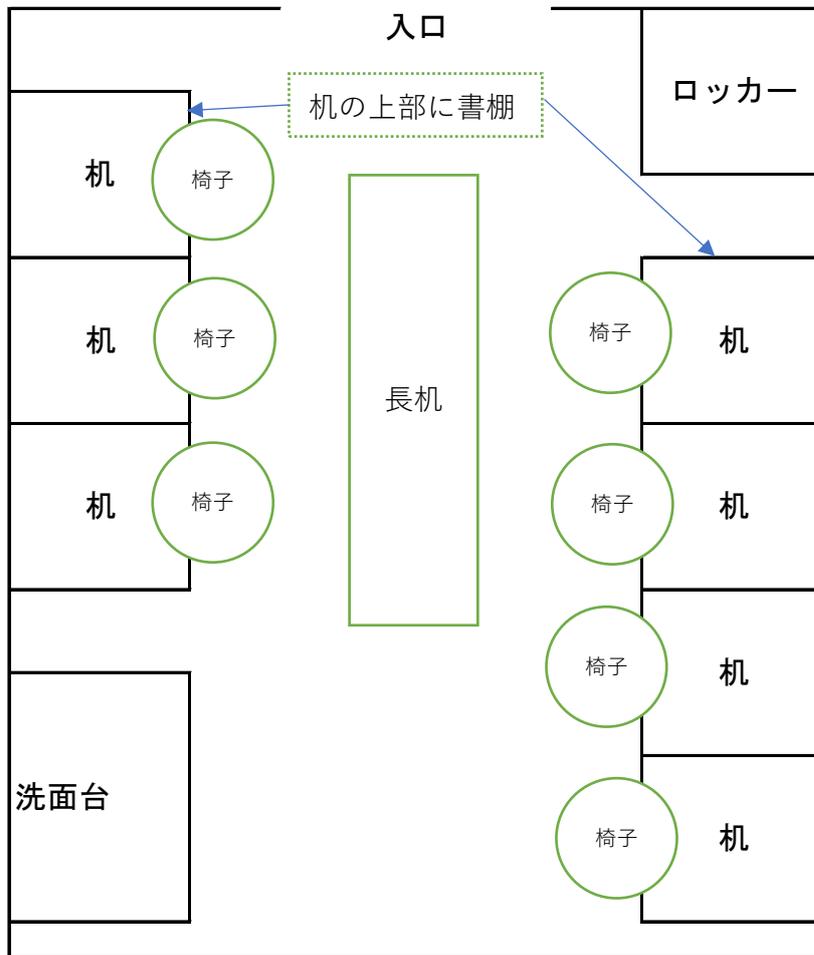
第3条 この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成 28 年 10 月 3 日から施行する。

院生室見取図

(約30㎡)



○学術雑誌一覧

和雑誌一覧

番号	雑誌名	出版社	番号	雑誌名	出版社
1	看護教育	医学書院	41	リハビリナース	メディカ出版
2	看護研究	医学書院	42	がんナーシング	メディカ出版
3	看護展望	メヂカルフレンド社	43	労働の科学	労研
4	教育と医学	慶応義塾大学出版会	44	臨床婦人科産科	医学書院
5	ICUとCCU	医学図書出版	45	総合診療	医学書院
6	内科雑誌メデチーナ	医学書院	46	感染対策ICTジャーナル	ヴァンメディカル
7	泌尿器care&cure	メディカ出版	47	画像診断	学研メディカル秀潤社
8	月刊ナーシング	学習研究社	48	小児科	金原出版
9	厚生指標	厚生労働統計協会	49	小児内科	東京医学社
10	Journal of clinical rehabilitation	医歯薬出版	50	小児科臨床	日本医事出版社
11	産婦人科の実際	金原出版	51	Medical Practice	文光堂
12	周産期医学	東京医学社	52	Hospitalist	MEDSCI
13	小児科診療	診断と治療社	53	臨床検査	医学書院
14	小児看護	へるす出版	54	Medical Technology	医歯薬出版
15	助産師	日本助産師会出版	55	WOC nursing	医学書院
16	助産雑誌	医学書院	56	Clinical Engineering	学研メディカル秀潤社
17	病院	医学書院	57	臨床作業療法	青海社
18	保健の科学	杏林書院	58	メディカルリハビリテーション	全日本病院出版会
19	こころの科学	日本評論社	59	日経ヘルスケア	日経BP
20	そだちの科学	日本評論社	60	ヘルスケア・レストラン	日本医療企画
21	ペリネイタルケア	メディカ出版	61	さかえ	日本糖尿病協会
22	With NEO:赤ちゃんを守る医療者の専門誌	メディカ出版	62	スポーツメディスン	ブックハウスエイチディ
23	福祉介護テクノプラス	日本工業出版	63	訪問リハビリテーション	合同会社gene
24	臨床心理学	金剛出版	64	理学療法	メディカルプレス
25	厚生労働	日本医療企画	65	産業保健と看護	メディカ出版
26	難病と在宅ケア	日本プランニングセンター	66	看護	日本助産婦看護婦保健婦協会編集
27	保健師ジャーナル	医学書院	67	ホスピタリスト	メディカルサイエンスインターナショナル
28	総合リハビリテーション	医学書院	68	臨床心理学(増刊)	金剛出版
29	訪問看護と介護	医学書院	洋雑誌一覧		
30	精神科看護	精神看護出版	番号	雑誌名	出版社
31	月刊心とからだの健康	健学社	1	AM. J. OF NURSING	LWW
32	オペナーシング:周手術期の専門看護誌	メディカ出版	2	NURSING RESEARCH	LWW
33	日本公衆衛生情報	日本公衆衛生協会	3	NURSING OUTLOOK	エルゼビア
34	Nuring Canvas	学研メディカル秀潤社	4	J. OF FAMILY NURSING	SAGE
35	ICNR	学研メディカル秀潤社	5	J. OF NURSING EDUCATION	slack incorporated
36	プチナース	照林社	6	REHABILITATION NURSING	LWW
37	緩和ケア	青海社	7	CRITICAL CARE NURSE	critical care nurse
38	ブレインナーシング	メディカ出版	8	J. OF ADVANCED NURSING	John Wiley & Sons
39	ハートナーシング	メディカ出版	9	ADVANCES IN NURSING SCIENCE	LWW
40	エマログ	メディカ出版	10	J. OF HOLISTIC NURSING	SAGE PUBLICATION LTD

富山県立大学教育研究審議会規程

平成 27 年 4 月 1 日制定

(趣旨)

第 1 条 この規程は、公立大学法人富山県立大学定款（以下「定款」という。）第 23 条第 1 項に規定する教育研究審議会（以下「教育研究審議会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 条 教育研究審議会は、次に掲げる委員で組織する。

- (1) 学長
- (2) 工学部長
- (3) 看護学部長
- (4) 工学研究科長
- (5) 看護学研究科長
- (6) 看護学専攻科長
- (7) 学生部長
- (8) 入試・学生募集部長
- (9) 附属図書館長
- (10) 地域連携センター所長
- (11) キャリアセンター所長
- (12) 情報基盤センター所長
- (13) 生物・医薬品工学研究センター所長
- (14) DX 教育研究センター所長
- (15) 教養教育センター長
- (16) 工学部主任教授
- (17) 看護学部看護学科長
- (18) 看護学部学生科長
- (19) 看護学部研究・地域連携科長
- (20) 事務局長

2 学則第 8 条第 3 項の規定により副学長を置く場合には、当該副学長を委員とする。

3 前 2 項に規定する者のほか、学長が指名する教職員を委員に加えることができる。

(招集)

第 3 条 教育研究審議会は、定款第 24 条の規定により、学長が招集する。

2 教育研究審議会は、原則として、毎月 1 回定例の会議を開くものとする。

(会議)

第4条 教育研究審議会に議長を置き、学長をもって充てる。

2 議長は、教育研究審議会を主宰する。

3 議長に事故があるときは、あらかじめ、議長の指名を受けた委員がその職務を代理する。

4 教育研究審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開催することができない。

5 教育研究審議会の議事は、議長を含む出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第5条 学長が必要と認めるときは、委員以外の者を教育研究審議会に出席させ、説明又は意見を述べさせることができる。ただし、議決に加わる権利は有しない。

(会議の非公開)

第6条 教育研究審議会の会議は、非公開とする。

(議事録)

第7条 議長は、議事録を作成しなければならない。

第8条 前条の議事録及び会議の審議資料は、公開しない。ただし、教育研究審議会の議決により公開することができる。

(庶務)

第9条 教育研究審議会の庶務は、経営企画課において処理する。

(委任)

第10条 この規程に定めるもののほか、教育研究審議会の運営に関し必要な事項は、教育研究審議会の議を経て、学長が定める。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

富山県立大学大学院看護学研究科教務委員会規程

令和4年9月1日制定

(設置)

第1条 富山県立大学大学院看護学研究科に教務委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審議事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 看護学研究科の教育課程及び授業に関すること。
- (2) 看護学研究科の試験及び単位認定に関すること。
- (3) その他看護学研究科の教務の実施に関する重要事項

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 富山県立大学大学院看護学研究科長
- (2) 看護学研究科において選出された委員3人（教授、准教授に限る。）
- (3) その他学長が指名する者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長等)

第5条 委員会に委員長を置き、学長が委員のうちから指名する。

2 委員会に副委員長を置き、学長が委員のうちから指名する。

(運営)

第6条 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

- 2 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代行する。
- 3 委員会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 4 会議は非公開とする。
- 5 委員会の会議にかかる審議資料及び会議録は、公開しない。ただし、審議資料については、委員会の議決により公開することができる。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させ、その意見を聞くことができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和4年9月1日から施行する。

(経過規程)

- 2 この規程の施行前において、富山県立大学看護学研究科・大学専攻科開設準備委員会で審議した事項のうち本規程第2条に係る事項は、本委員会が引き継ぐものとする。
- 3 本規程第3条第1号に定める者は看護学部長が、同条第2号に定める者は看護学部長が指名する者が代行する。代行期間は令和5年3月31日までとする。

富山県立大学学生委員会規程

平成 27 年 4 月 1 日制定

(設置)

第 1 条 富山県立大学に学生委員会（以下「全学委員会」という。）を置く。

(審議事項)

第 2 条 全学委員会は、学生に関する次に掲げる事項を担当する。

(1) 課外活動及び厚生補導等に関すること

(2) 賞罰に関すること

(3) 保健管理等に関すること

(組織)

第 3 条 全学委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

(1) 学生部長

(2) 副学生部長 学部ごとに 1 人

(3) 工学部の各学科及び教養教育センターが選出した委員各 1 人

(4) 看護学部が選出した委員

(5) 工学研究科の専攻ごとに選出された委員（第 3 号の委員と兼ねることができる。）各 1 人

(6) 保健体育担当の専任の教授、准教授及び講師のうち 1 人

(7) その他学長が必要と認める者

(任期)

第 4 条 前条第 3 号から第 7 号に掲げる委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

(委員長等)

第 5 条 全学委員会に委員長を置き、学生部長をもって充てる。

2 全学委員会に副委員長 2 人を置き、副学生部長をもって充てる。

3 全学委員会に幹事 1 人を置き、委員長が工学部、看護学部及び工学研究科の委員のうちから委嘱する。

(運営)

第 6 条 委員長は、全学委員会を招集し、その議長となる。

2 委員長に事故があるときは、学長があらかじめ指定した副委員長がその職務を代行する。

3 幹事は、委員長及び副委員長を補佐するものとする。

4 全学委員会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

- 5 会議は非公開とする。
- 6 全学委員会の会議にかかる審議資料及び会議録は、公開しない。ただし、審議資料については、全学委員会の議決により公開することができる。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を全学委員会に出席させ、その意見を聞くことができる。

(学部委員会)

第8条 全学委員会の下に学部ごとに学部学生委員会（以下「学部委員会」という。）を設置する。

- 2 学部委員会は、全学委員会が指定する事項を担当する。
- 3 全学委員会は学部委員会の議決をもって全学委員会の議決とすることができる。

(学部委員会の組織)

第9条 学部委員会は、別表に掲げる者をもって組織する。

(学部委員会委員の任期)

第10条 学部委員会委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の補欠の学部委員会委員の任期は前任者の残任期間とする。

(学部委員会の委員長等)

第11条 学部委員会ごとに学部委員会委員長（以下「学部委員長」という。）を置き、学長が学生部長または副学生部長のうちから指名する。

- 2 学部委員会ごとに学部委員会副委員長（以下「学部副委員長」という。）を置き、学長が学部委員会委員のうちから指名する。

(学部委員会の運営)

第12条 学部委員長は、当該学部委員長が所属する学部委員会を招集し、その議長となる。

- 2 学部委員長に事故があるときは、学部副委員長がその職務を代行する。
- 3 学部委員会は、学部委員会委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 4 会議は非公開とする。
- 5 学部委員会の会議にかかる審議資料及び会議録は、公開しない。ただし、審議資料については、学部委員会の議決により公開することができる。
- 6 学部委員会の運営に関するその他必要な事項は、学部委員会が別に定める。

(学部委員会委員以外の者の学部委員会への出席)

第 13 条 学部委員長が必要と認めるときは、学部委員会委員以外の者を学部委員会に出席させ、その意見を聞くことができる。

附 則

- 1 この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 公立大学法人富山県立大学の設立に伴う関係条例の整備に関する条例（平成 27 年富山県条例第 3 号）に基づき廃止される前の富山県立大学教務委員のうち、学科ごとに選出された委員で平成 26 年 4 月 1 日に委員に就任した者の任期は、第 4 条本文の規定にかかわらず平成 28 年 3 月 31 日までとする。ただし再任を妨げない。

附 則

- 1 この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 31 年 4 月 1 日に施行する前の富山県立大学学生委員会規程第 3 条(3)の規定に基づき学科ごとに選出された委員で、平成 30 年 4 月 1 日に委員に就任した者は、第 9 条別表中工学部欄(2)に定める学部委員会委員とみなし、その任期は、第 4 条本文及び第 10 条本文の規定にかかわらず、平成 32 年 3 月 31 日までとする。ただし、再任を妨げない。
- 3 第 3 条(4)の規定に基づき看護学部が選出した委員並びに第 9 条別表中看護学部欄(3)及び(4)の規定に基づき看護学分野ごとに選出された委員及びその他学長が指名した看護学部の教員で、平成 31 年 4 月 1 日に委員に就任した者の任期は、第 4 条本文及び第 10 条本文の規定にかかわらず、平成 32 年 3 月 31 日までとする。ただし、再任を妨げない。

別表（第 9 条関係）

工学部	看護学部
(1) 工学部教員である学生部長及び副学生部長	(1) 看護学部教員である学生部長及び副学生部長
(2) 工学部の各学科及び教養教育センターが選出した委員各 1 人	(2) 看護学生科長
(3) 工学研究科の専攻ごとに選出された委員各 1 人（工学部の委員と兼ねることができる）	(3) 看護学分野ごとに選出された委員各 1 人（全学委員会委員と兼ねることができる）
(4) 保健体育担当の専任の教授、准教授及び講師のうち 1 人	(4) その他学長が指名した看護学部の教員
(5) その他学長が指名した工学部の教員	

富山県立大学改革・評価委員会規程

平成 27 年 4 月 1 日制定

(設置)

第 1 条 富山県立大学に改革・評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(委員会の所掌事務)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項を担当する。

- (1) 大学改革に関すること。
- (2) 自己点検・評価、認証評価及び法人評価に関すること。
- (3) その他大学改革・評価に関すること。

(組織)

第 3 条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 工学部の各学科及び教養教育センターが選出する各 1 人の教員
- (2) 看護学部が選出する 1 人の教員
- (3) 経営企画課長
- (4) 教務課長
- (5) 富山キャンパス事務部管理課長
- (6) 富山キャンパス事務部教務学生課長
- (7) その他学長が必要と認めた者

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、1 年とする。ただし、再任を妨げない。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に委員長を置き、学長が委員のうちから指名する。

2 委員会に副委員長を置き、委員長が委員のうちから指名する。

(運営)

第 6 条 委員長は、必要に応じて委員会の会議を招集し、会議を主宰する。

2 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代行する。

3 委員会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

4 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聞くことができる。

5 会議は、委員会の決定により、非公開とすることができる。

(学内委員会からの報告の徴収)

第 7 条 委員会は、学内に設置された他の委員会から、大学改革・評価の実施状況その他委員会が必要と認める事項について報告を求めることができる。

(細則)

第 8 条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。